

項目削除

201. 11

特定通常実施権登録制度に係る登録の
申請の却下の取扱い（特・実）

産活法に規定する特定通常実施権登録制度に係る登録申請手続の却下の取扱いについては、以下のとおりとする。

なお、当該登録の申請の却下にあつては、特定通常実施権登録令（以下「令」という。）第18条第1項各号による。

1. 登録の申請の却下

登録の申請の却下とは、行政上の申立てを排除する処分で、登録の申請を拒否する特許庁長官の行政処分である。特許庁長官は、登録の申請が法令上要求される一定の形式的要件を満たしているか否かを方式審査し、令第18条第1項各号に基づき却下するものである。

却下しようとするときは、却下理由を通知し、相当な期間を指定し、弁明書を提出する機会を与えなければならない（令18条2項）。指定した期間内に弁明書が提出されない場合又は弁明の内容が却下理由を覆すに足るものでないときは、当該申請を却下する。

（1）登録を申請した事項が登録すべきものでないとき（令18条1項1号）。

登録申請事項が、法律上許容されないことが明らかな場合であり、主な具体例は以下のとおり。

- ア. 同一の特定通常実施権登録に対し、同時に申請のあった登録権利者を異にする移転の登録の申請の場合
- イ. 移転の登録等の申請書に記載されている登録番号が、登録の存続期間が満了している特定通常実施権登録である場合
- ウ. 存続期間の延長登録の申請が、登録の存続期間が満了した後にあった場合
- エ. 登録対象外登録の申請において、申請書に記載された特許番号等が不存在の場合
- オ. 登録対象外登録の申請において、申請書に記載された特許番号等が、特定通常実施権許諾者の特定の特許権、実用新案権又はこれらの専用実施権についての通常実施権に係るものでない場合

（2）申請の権限を有しない者の申請によるとき（令18条1項2号）。

登録申請者が申請の権限を有しない者であることが明らかな場合であり、主な具体例は以下のとおり。

- ア. 法人以外の者による産活法第58条第1項の設定の登録申請の場合

- イ．設定の登録の申請において、通常実施権を許諾した者が、特許権者、実用新案権者又はこれらの専用実施権者でない場合
- ウ．登録対象外登録の申請において、申請書に記載された特定通常実施権者の表示が特定通常実施権登録簿と符合しない場合
- (3) 申請書が方式に適合しないとき（令18条1項3号）。
登録申請書が令第11条に規定する申請書に記載すべき事項又は様式において定められている事項が記載されていない場合であり、主な具体例は以下のとおり。
 - ア．申請書の必要的記載事項に記載漏れがある場合
 - イ．申請書に申請人の印が押されていない場合
- (4) 申請書に記載した登録義務者の表示が特定通常実施権登録簿と符合しないとき（申請人が登録義務者の相続人、合併又は会社分割により設立された法人その他の一般承継人である場合を除く。）（令18条1項4号）。
特定通常実施権登録簿に登録された後の登録申請手続において、申請人が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合等を除き、申請書に記載された登録義務者の表示が特定通常実施権登録簿と符合しない場合であり、主な具体例は以下のとおり。
 - ア．移転登録申請書に記載した登録義務者の表示が特定通常実施権登録簿と符合しない場合
 - イ．裁判所が、処分 of 制限の登録の嘱託をした場合において、嘱託書に記載した登録義務者の表示が特定通常実施権登録簿と符合しない場合
- (5) 申請書及び令第13条第1項第4号の規定により申請書に添付すべき書面に記載した事項が登録の原因を証明する書面と符合しないとき（令18条1項5号）。
申請書に記載した事項及び産活法第59条第3項第4号及び第5号に規定する登録事項が記載された添付書面に記載した事項が、登録の原因を証明する書面と符合しない場合であり、主な具体例は以下のとおり。
 - ア．令第13条第1項第4号に規定する添付書面に記載された通常実施権の許諾の範囲と特定通常実施権許諾契約書等に記載された通常実施権の許諾の範囲が異なる場合
- (6) 申請に必要な書面を提出しないとき（令18条1項6号）。
申請書に必要な書面を添付しない場合であり、主な具体例は以下のとおり。
 - ア．令第13条、第14条に規定する添付書面を提出しない場合
 - イ．令第15条に規定する書面を、特許庁長官が定めた期間を経過しても提出しない場合
- (7) 登録免許税を納付しないとき（令18条1項7号）。
登録の申請に登録免許税法に規定する所定の登録免許税の納付がない場合であり、主な具体例は以下のとおり。
 - ア．登録免許税を納付していない場合
 - イ．登録免許税が足りない場合

（改訂平成23・11）